

鮫川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	3,844人	3,963,349千円	76,759千円	624,286千円	15.8%	15.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計)

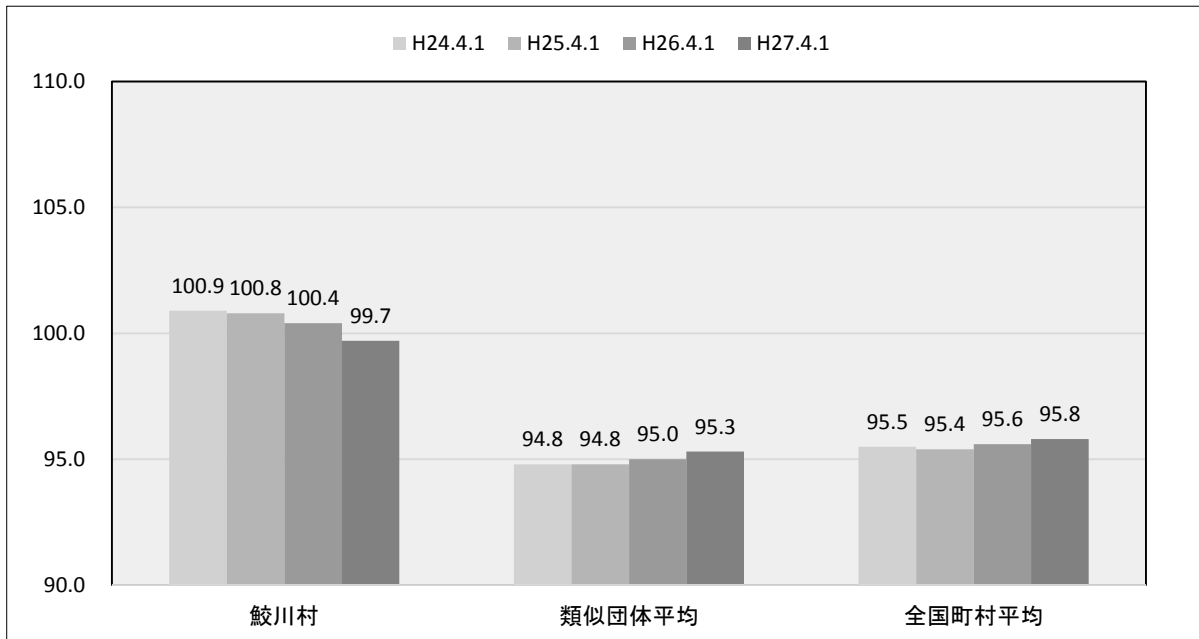
区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	65人	252,868千円	30,431千円	93,038千円	376,337千円	5,790千円	5,492千円

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年度及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特例給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引き下げ。
 激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鮫川村	42.8 歳	329,300 円	391,988 円	357,512 円
福島県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	408,996 円	- 円
類似団体	41.3 歳	301,497 円	352,840 円	330,387 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		鮫川村	県	国
一般行政職	大 学 卒	179,300円	186,000円	174,200円
	高 校 卒	146,300円	150,800円	142,100円
技能労務職	高 校 卒	146,300円	148,400円	-
	中 学 卒	-	139,900円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	-	360,100円	-	402,500円
	高 校 卒	-	277,500円	307,800円	373,100円
技能労務職	短 大 卒	-	-	-	-
	高 校 卒	-	-	-	-

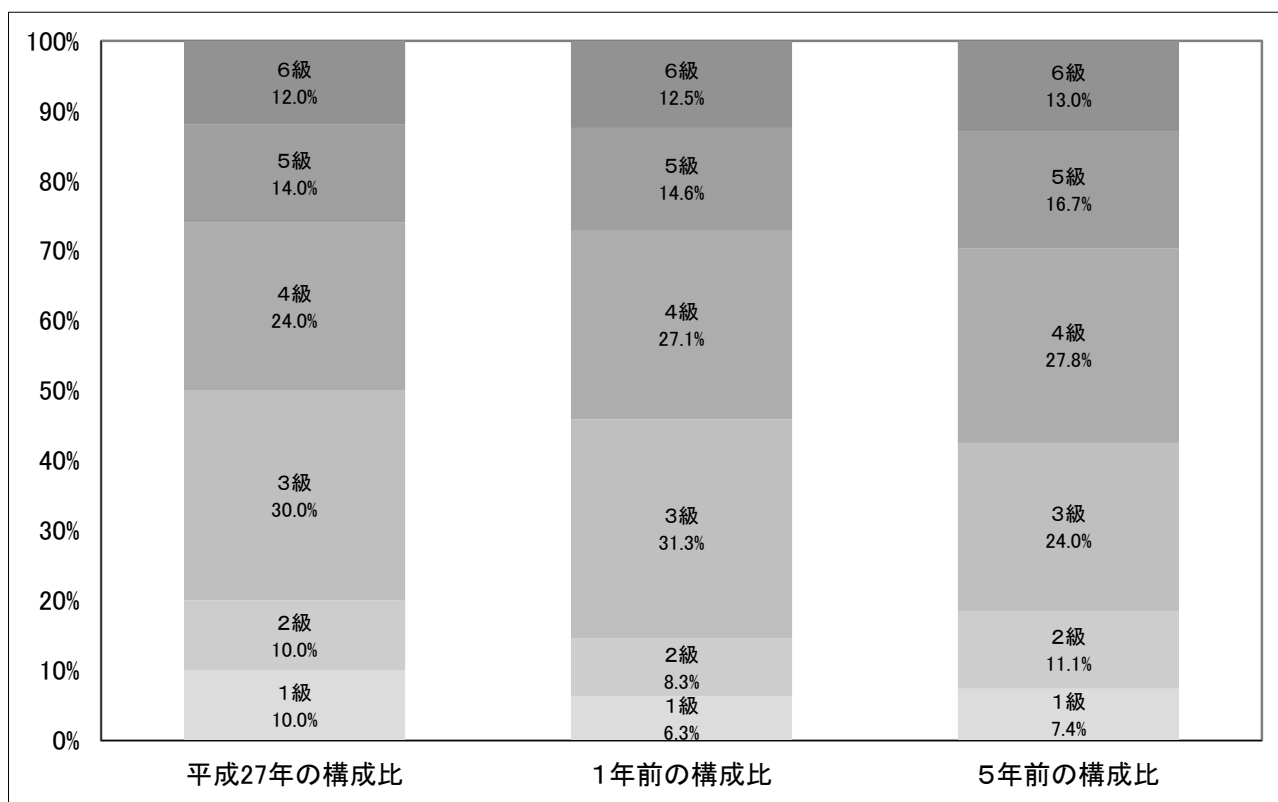
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	5人	10.0%	144,100円	252,900円
2 級	主任主事	5人	10.0%	195,800円	311,100円
3 級	特に高度な知識経験を必要とする係員、 係長	15人	30.0%	232,600円	358,200円
4 級	特に高度な知識経験を必要とする係長、 課長補佐	12人	24.0%	267,000円	393,300円
5 級	特に高度な知識経験を必要とする課長補 佐、課長	7人	14.0%	294,200円	404,900円
6 級	高度な知識経験を必要とする課長	6人	12.0%	325,800円	424,100円

(注) 1 鮫川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

未実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鮫川村	福島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,497千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,684千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

鮫川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	23,865 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	13,869千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	385千円
支給実績(25年度決算)	11,502千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	209千円

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 扶養1人につき 月額6,500円 ・配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 月額11,000円 ・16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同じ		8,214千円	248,909円
住居手当	借家等に居住し、家賃月額9,500円以上を支払っている職員 ・家賃20,500円以下 家賃額-12,000円 ・家賃20,500円超52,500円未満 (家賃額-23,000円)× 1/2+11,000円 ・家賃52,500円以上 27,000円	異なる	家賃 12,000円 以上	476千円	238,000円
通勤手当	交通機関等利用 通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員 ・運賃が63,000円以下のとき 運賃等相当額 ・運賃等が63,000円を超えるとき (1箇月当たりの運賃等相当額等の額-63,000円)×1/2+63,000円×支給 単位期間の月数	異なる	運賃 55,000円 以下	3,776千円	68,655円
	自家用車等利用 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員 ・通勤距離片道2km以上で通勤距離に応じて 2,000円～52,500円		2,000円～ 31,600円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 6級1種 52,000円 2種 43,100円 3種 33,700円 5級3種 32,300円 4種 20,400円	異	10%～25%	6,785千円	424,063円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居し、単身で生活することとなったとき(移動距離に応じて) 月額30,000円～70,000円	同じ		-	-
宿日直手当	宿直・日直により休日に勤務したとき 1回につき5,500円 ただし、勤務時間が5時間未満のとき 1回につき2,750円	異なる	医師等の宿 日直手当	1,381千円	86,313円
寒冷地手当	11月～3月支給 ・世帯主で扶養あり 月額17,800円 ・世帯主で扶養なし 月額10,200円 ・その他 月額 7,360円	同じ		4,034千円	62,062円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	528,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	(- 円)		858,000 円/	435,600 円	
	副 村 長	481,000 円		667,000 円/	421,500 円	
教 育 長	()	(- 円)		- 円/	- 円	
	教 育 長	455,000 円				
	()	(- 円)				
報 酬	議 長	234,000 円		316,000 円/	171,100 円	
	()	(- 円)				
	副 議 長	176,000 円		251,000 円/	119,000 円	
議 員	()	(- 円)				
	議 員	161,000 円		230,000 円/	100,000 円	
	()	(- 円)				
期 末 手 当	村 長 副 村 長 教 育 長	(26年度支給割合) 3.07		月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.3		月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	給料月額×48月×48/100		12,165,120円	任期ごと	
	教 育 長	給料月額×48月×29/100		6,695,520円		
	備 考	給料月額×48月×20/100		4,368,000円		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

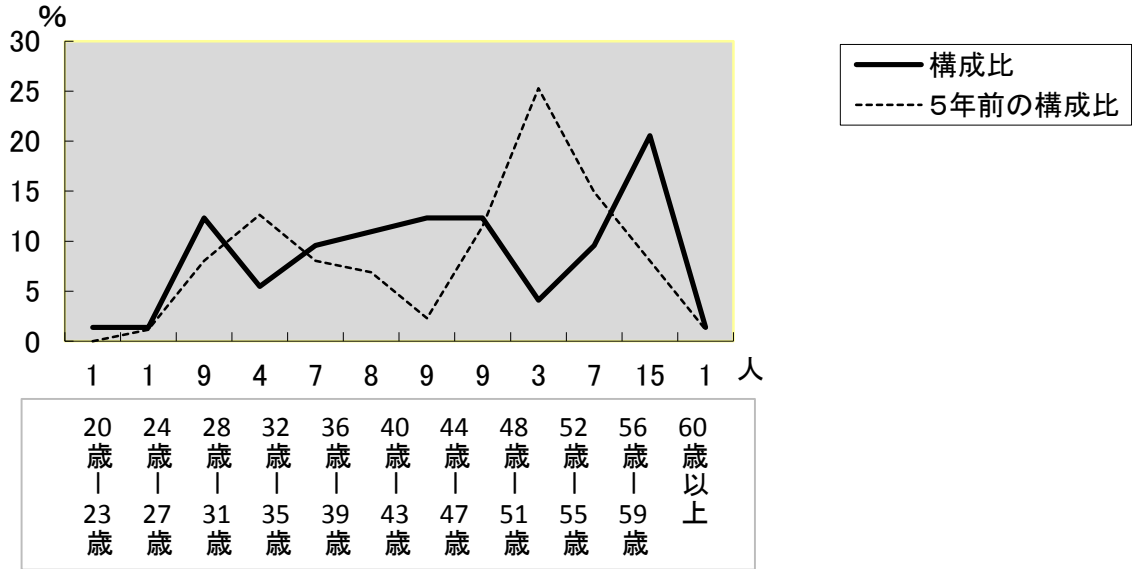
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	子育て支援事業に伴う業務増、保育園へ栄養士配置 看護師を国保診療所(病院)へ配置 温泉活用基本構想策定に伴う業務増
		総 務	15	15	0	
		税 務	3	3	0	
		民 生	15	17	2	
		衛 生	6	5	△ 1	
		農林水産	10	10	0	
		商 工	1	2	1	
		土 木	4	4	0	
	計	55	57	2	<参考> (類似団体の人口1万人当たりの職員数 176.22人)	
		教育部門	11	10	△ 1	
	消防部門					
	小 計	66	67	1	<参考> (類似団体の人口1万人当たりの職員数 208.21人)	
公営会 企 業 部 等 門	病 院	1	2	1	看護師を衛生より配置	
	水 道	1	1	0		
	その他	3	3	0		
	小 計	5	6	1		
合 計		71 〔 84 〕	73 〔 84 〕	2 〔 0 〕		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	9人	4人	7人	8人	9人	9人	3人	7人	15人	0人	73人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	58	58	58	55	57	1 (1.8%)
教育	13	11	12	11	11	10	△3 (△23.1%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	69	69	70	69	66	67	△2 (△2.9%)
公営企業等会計	6	6	5	5	5	6	0 (0%)
総合計	75	75	75	74	71	73	△2 (△2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 技能労務職員等の給与等の取組方針策定状況

退職者不補充により、技能労務職は現在1名。平成29年度以降は0名となる。